

光市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和2年5月11日

光市監査委員 松 本 利 幸

同 中 本 和 行

令和元年度

定期監査報告書

光市監査委員

## 定期監査の結果報告

- 1 監査の時期 令和元年11月15日から令和2年4月13日まで
  
- 2 監査の対象
  - (1) 市長部局
    - ア 政策企画部 企画調整課、広報・シティプロモーション推進室、  
財政課、情報推進課
    - イ 総務部 総務課、秘書室、防災危機管理課、入札監理課
    - ウ 市民部 市民課、税務課、収納対策課、生活安全課、人権推進課、  
地域づくり推進課
    - エ 大和支所 住民福祉課
    - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
    - カ 福祉保健部 福祉総務課、高齢者支援課、子ども家庭課、健康増進課
    - キ 経済部 農林水産課、商工観光課
    - ク 建設部 監理課、用地課、道路河川課、建築住宅課、都市政策課
    - ケ 会計管理者 会計課
  - (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、  
文化・社会教育課、体育課、図書館、学校給食センター
  - (3) 市議会
  - (4) 農業委員会
  - (5) 選挙管理委員会
  - (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課
  
- 3 監査の範囲
  - (1) 平成30年4月1日現在、市が設置する公の施設のうち「三島温泉健康交流施設」における指定管理者制度導入に係る行政事務に関し、その選定段階から平成30年度までの事務の執行について
  - (2) 平成30年10月分から令和元年9月分の支出の財務事務について
  
- 4 監査の観点
  - (1) 指定管理者制度に関する事務について

- ア 指定管理者の募集及び選定等の手続きは適正に行われているか。
- イ 指定管理者の指定及び協定書等の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理施設の管理運営は適正に行われているか。

(2) 支出の財務事務について

- ア 事務処理は、法令、要綱等に基づき適正に行われているか。
- イ 計数に違算はないか。特に、各種の証拠書類等の計数は符合しているか。
- ウ 各種書類の整備記帳、証拠書類の整理保存等は、適切に行われているか。

5 監査の方法

行政事務の執行が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて監査した。なお、監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するなど、必要に応じて関係職員から状況を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の事項については検討、改善をされるよう要望する。

(1) 指定管理者制度に関する事務について

ア 指定管理者募集に関する必要資料の開示について

指定管理者募集の際に配布する光市三島温泉健康交流施設指定管理者募集要項及び業務仕様書等において、具体的な管理施設及び管理備品の記載の確認ができなかった。また、指定管理収支予算書の作成にあたっては、経験値や収支予算書作成要領を参考にすることとしているが、収支予算書作成要領において正確な見積りに必要な情報が確認できないものがあつた。募集要項等は、管理運営に必要な費用の積算及び事業計画作成のための基礎資料となることから、適正な情報提供に努めていただきたい。

イ 第三者委託について

三島温泉健康交流施設の管理に関する基本協定書第13条では、第三者

に業務の一部を委託、又は請け負わせる場合、事前に市の承諾を受けなければならないことになっている。指定管理者が提出する事業計画書「施設・設備の維持管理等に関する事項」の頁に複数の委託事業者の掲載があり、事業報告書の収支状況にも委託料の支出があるが、承諾の行為が確認できなかった。第三者への委託、又は請け負わせる場合は、基本協定書に基づく適正な事務手続きをされるよう改められたい。

#### ウ 自主事業の実施について

三島温泉健康交流施設指定管理者業務仕様書では、自主事業の参加費等の設定について、あらかじめ市の承認を得ることになっているが、承認の行為が確認できなかった。事務手続きは、業務仕様書に基づき適正に実施されるよう改められたい。

#### エ 事業報告書の提出期限について

光市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条及び三島温泉健康交流施設の管理に関する基本協定書第21条では、指定管理者が提出する事業報告書の提出期限を、年度終了後30日以内としているが期限が守られていなかった。条例等に基づき適正な事務処理を行うよう改められたい。

#### オ 予算金額の相違について

指定管理者が提出した平成30年度収支予算書と収支報告書に記載されている予算金額が異なっているが、補正等の事実確認ができなかった。基本協定書第20条第3項には、事業計画書を変更する場合は協議によることとしており、基本協定書及び予算の執行管理等、適正な事務処理を行うよう改められたい。

#### カ アンケートの実施について

光市公の施設モニタリング実施要領では、利用者及び参加者アンケートを実施することとなっており、利用者アンケートは接客対応や施設・設備の状態、利用条件等のサービス提供の満足度等を把握するものである。平成29年度は利用者アンケート及びその集計結果の分析を実施しているが、

平成30年度は利用者の苦情対応の記録しか確認できなかった。

また、参加者アンケートについてはイベントや教室等開催時に、事業内容や接客対応等の内容や満足度についてアンケートを実施するものであるが、実施の確認ができなかった。公の施設モニタリング実施要領の基本的な考え方を今一度整理し、事業の改善や提供サービスの充実につながる施設の管理運営に努めて頂きたい。

#### キ 災害対応について

平成30年7月豪雨災害及び周防大島町大規模断水の被害に対し、無料入浴を実施している。基本協定書第45条には、「特例の定めのない事項は協議の上これを定めるもの」とあるが、協議内容等、事務手続きの記録が一部確認できないものがあった。今後、不測の事態に対応するケースが考えられることから、文書整理等、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

### 7 最後に

(1) 三島温泉健康交流施設については平成24年度に指定管理制度を導入し、現在は(株)セイカスポーツセンターを指定管理者として、施設の管理及び運営が行われているところである。前述のとおり、概ね適正な事務執行がなされているが、検討あるいは改善を要する事項が数点見受けられたので対応されたい。なお、今後、施設・設備の営繕に要する費用の増加も予想されることから、所管課としては状況の把握に努め、迅速かつ適切な対応を望むものである。あわせて、モニタリングを基にした管理運営改善のフィードバックや実績報告の内容について適切な評価・検証を行うとともに、今後の管理運営についての課題や問題点を指定管理者と共有し、施設利用促進に向けた対策を講じられたい。

(2) 支出の財務事務については、過去の指摘に対し早急な事務改善が図られていると認められ、引き続き適正な事務執行に努められたい。